

医薬薬審発 0920 第 5 号
令和 6 年 9 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

先駆的医薬品の指定取消しについて

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の 5 の規定に基づき、試験研究等の中止届が提出された医薬品について、同法第 77 条の 6 第 1 項の規定に基づき下記 1. の先駆的医薬品の指定を取り消しましたので、通知します。

なお、本通知の写しについて、別記の関係団体宛てに連絡するので、念のため申し添えます。

記

1. 指定の取消し

(1)

指 定 番 号	(R3先駆薬) 第 2 号
医薬品の名称	バリシチニブ
予 定 さ れ る 効能又は効果	I 型インターフェロン関連自己炎症性疾患（中條-西村症候群、乳児発症性 STING 関連血管炎、エカルディ・グティエール症候群）
氏名又は名称	日本イーライリリー株式会社

(2)

指 定 番 号	(R6先駆薬) 第 8 号
医薬品の名称	キセビナパント
予 定 さ れ る	局所進行の頭頸部癌

効能又は効果	
氏名又は名称	メルクバイオフーマ株式会社

別記

日本製薬団体連合会

日本製薬工業協会

米国研究製薬工業協会在日執行委員会

一般社団法人欧州製薬団体連合会

独立行政法人医薬品医療機器総合機構